

# 栃木市市民会議 第7回全体会 会議要旨

日 時：平成27年2月25日（水） 午後7時～9時15分

会 場：栃木市役所 正庁

出席者数：委員39名、事務局8名、秘書広報課（以下「広報」）2名

## 1 開会

### 2 あいさつ（会長）

年度末の大変お忙しいなか、夜分足をお運びいただきありがとうございます。

栃木市市民会議第7回の会議となります。本日は、大学の入試があったが、若い方の真剣に取り組む姿は、大変清々しく思う。若い人が地域にいるというのは、それだけで希望を感じさせる。若い人たちに魅力ある地域をいかに作るかが、本日の市民会議の一つの大きな役割と思う。

本日は、住民投票条例やパブリックコメント手続条例など諸制度に関わるところを審議する。このような細かいところがきちんと整備されることが、若い人たちに魅力ある故郷を作ることにつながっているのではないかと思う。本日の議題について、慎重にかつ活発に議論いただき一つの方向性を出していただければと思う。

## 3 議事

### 1) 栃木市住民投票条例案について・・・資料1

事務局：本日は、住民投票条例の答申案となります条例原案につきまして、ご審議をいただくものでございます。

それでは、お手元の資料1-1 栃木市住民投票条例（案）に関する、パブリックコメント等意見聴取の結果の1ページをご覧ください。

1 実施内容でございますが、住民投票条例（案）につきましては、9月26日の全体会での審議結果に基づき、10月23日の庁議、11月20日の議員研究会におきまして、中間報告を行い、11月20日から約1月間のパブリックコメントを実施いたしました。

次に、2 意見の内訳ですが、意見は、条例全体に関するものが1件、第2条に関するものが4件、第3条、第16条、第27条に関するものが、それぞれ1件ずつ出ておりますが、パブリックコメントにおける市民の方からの意見の提出は、ございませんでした。

2ページをご覧ください。

庁議及び議員研究会でいただいた、意見一覧でございます。上から順に申し上げますと、先ず、条例の全体に関しまして、目次等をつけた方が、分かり易いのでは、という意見がございましたので、全体を章に区分し、目次と

章名を付す対応をいたしました。

恐れ入りますが、4ページをご覧ください。4ページ以降は、資料1-2  
条例案対照表になります。左側には、9月26日の全体会の意見を反映した  
素案を、右側には、意見等を踏まえ、素案を修正した条例の原案を記載して  
おり、修正した箇所は、ゴシック体の太字によりお示ししております。ご覧  
のとおり、追加した目次につきましては、ゴシック体太字で記載しておりま  
して、第1章から第6章に区分いたしました。

また、2ページにお戻りください。

次に、第2条に関しまして、市長の恣意的な判断を心配し、第三者機関の  
設置などを求める意見がございました。これは、住民発議を不当に却下する  
ような事態を心配しての意見だと思っておりますが、これにつきましては、自治基  
本条例に基づく住民投票制度が、栃木市市民会議の検証の対象となりますこと  
から、第三者機関の設置に代わるチェック機能の一つとしまして、市民会  
議がその役割を担えるものと考えております。

また、請求代表者の権利が、侵害された場合の救済制度といたしまして、  
請求代表者は、市長の処分不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、  
違法又は不当を理由に、当該処分の取消しを求めることができることから、  
適正な運用は、十分図れるものと考え、この意見については、修正を加えて  
おりません。現状のままいたしました。

次に、第2条第2項第4号に関しまして、条文だけで逐条解説のように読  
み取れる方がよい、という意見がございましたので、5ページをお開きいた  
だきまして、原案の3行目からになりますが、ただし書としまして、「ただし、  
市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない」  
を加えることといたしました。

次に、第2項第5号に関しまして、その他として除外するものについては、  
規則等で具体的に示しておかないと、運用が難しいのでは、という意見がご  
ざいでしたが、その他につきましては、現時点では想定できない理由により、  
今後、除外することが適当な場合も考えられることから、概括的な項目を設  
け、想定外のケースに対応ができるよう規定したものでございますので、現  
状のままいたしました。

次に、3ページになりますが、第3条に関しまして、三択以上もできるよ  
うにしては、という意見がございました。

恐れ入りますが、5ページをお開きいただきまして、原案の第3条をご覧  
ください。意見を踏まえまして、賛成又は反対を問う形式とあるのを、二者  
択一により賛成又は反対を問う形式と改め、二者択一により難しい場合は、3  
つ以上の選択肢から、1つを選択する形式によることもできるよう、ただし  
書を加える修正をいたしました。

第3条の修正に伴いまして、10ページになりますが、第17条第2項、  
投票の方法について、それと12ページになりますが、第24条第4号及び

第5号、無効投票について、複数の選択肢に対応するため、所要の修正をいたしました。

また、3ページにお戻りください。

次に、16条第1項に関しまして、意味がちょっと分からない、という意見がございました。第1項は、市長は、告示の日から起算して、90日を超えない範囲内で投票日を定めなければならないとしておりますが、住民投票と選挙が同一日になる場合には、投票率の向上や、財政負担の軽減が見込めるメリットがあるものの、選挙の公示又は告示後におきましては、公職選挙法により、住民投票の投票運動が制限されてしまうなどの課題も発生いたしますことから、ただし書を設けまして、これらを考慮した上で、投票日を設定できるように規定したものとなっております。

今回いただいた指摘のとおり、第1項の選挙が通常選挙を意味するのか、曖昧となっておりますので、6ページになりますが、第7条第3項に「(以下「選挙」という。)」を加えることによりまして、「衆議院議員、参議院議員、栃木県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙」の略称を選挙とし、選挙の意義が理解しやすくなるよう、対応いたしました。

また、その他市長が認めるときにつきましては、現実に投票ができなくなる不測の事態に対応できるよう、規定しているものでございますので、現状のままといたしました。

3ページにお戻りいただきまして、第27条に関しまして、2日が妥当なのか、という意見がございましたが、2日につきましては、公職選挙法に倣った最低限の日数を、規定したものでございまして、実際の情報提供につきましては、住民投票の告示後、速やかに行うこととなりますので、現状のままといたしました。

最後に、事務局におきまして、2か所修正をさせていただいておりますので、申し上げます。

11ページをご覧ください。

第19条第3項になりますが、投票日とあるのを、丁寧な表記とするため、投票日の当日と修正いたしました。また、下から2行目、第24条になりますが、公職選挙法施行令におきまして、投票の記載に使用することができる点字に、○の記号の記載がないことから、投票の意味から、点字投票を除く必要がございますので、「(点字投票を除く。)」を加える修正をいたしました。なお、点字投票の無効投票に関しましては、10ページになりますが、第17条第3項の規定により、規則で定めることとしております。

次に、別冊資料1-3の条例(案)逐条解説につきましては、説明を省略させていただきますが、逐条解説の内容は条例原案で作成しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

質疑応答

委員：条例に関する市民会議の任務は、いわゆる原案作りというよりも、素案作りではないかと思っている。9月26日の議事録からも分かる通り、市民会議における投票条例の検討が不十分なまま、市民会議案として庁議や議員研究会などに提案されることになったのではないかと思っている。ようするに市民会議で十分な論議が終わらないまま、どう修正するか、市民会議の意見をどう反映するかということは、事務局に任せる。こういう意味で不十分なまま市民会議の検証が終わっているのではないかと思っています。

それと、もう一つは、今日は市民会議の意向なりが、どうこの案に反映されたのかということの説明があって、それを確認することと思うが、庁議や議員研究会で了解されたとあるが、庁議などで決められたものに対して、市民会議としてパブリックコメント的な立場で意見を述べる権限は無いのではないかと思うがいかがか。

ようするに市民会議では、庁議などにかかる素案を作る。それで、庁議などで決められたことについては、執行部が責任を持って議会などに提案をして条例化という流れになっているのではないかと思うが、今日の意見のやり取りは可能なのか、まずそれを伺いたいと思う。

会長：内容より手続きの問題ですね。

事務局：今回の原案については、9月26日の全体会での意見を反映したものを素案とし、その素案に対して庁議と議員研究会での意見をいただいたものを踏まえて、原案としてこのように考えてはいかがかということで、お示ししている。この全体会で、この考え方に対して意見をいただければそれに対しての修正を加えて答申案としてまとめていただくことを考えている。この案に対しての修正は可能であるので、市民会議の全体会のなかで、この案に対して、どのように考えるかによると思う。

委員：確認ですが、庁議や議員研究会の時に出了された意見に対しては、このように意見に対応しますという資料が資料1-1であるが、市民会議の中でいろいろ出た意見について、それについても十分に反映するように考えてくれというまとめを会長がしているが、具体的にその事項はどれなのか示して欲しい。

事務局：9月26日の全体会の後、市民会議の意見を踏まえたうえで、修正を行うという資料をお配りしている。その修正をいたしますというものを反映したものが、資料1-1の左側の素案である。その意見がどのような意見で、その意見についてどう修正したかを確認していますのでお待ちいただきたい。

会 長：その資料は委員の皆さんには配付されているか。

事務局：会議録と一緒に送付している。

委 員：手続き的には前回の会議で了承した面もあるが、私としては、この会議の中で、論議をすれば、意見が深まると思うが、紙での事務局とのやりとりでは、委員同士の論議が深まりにくいことを申し上げたい。委員の意見を聞いたからそれでよいと、それではたしてよいのかと思う。この前の会議録をよく見ると、今日の会議は、我々の意見がどう反映されたかを説明して、それを確認する。議員研究会とかで出された意見について、我々は論議をするということにはなっていないと思った。ようするに我々にはもう権限は与えられていないという気がした。

事務局：先ほどの確認の件ですが、例えば第1条の目的のところでは削除を求める意見があった。「市民の市政への参画意識を高め、もって」ということは必要無いのではないかという意見であった。その部分は、第1条において削除している。続いて、逐条解説であるが、何条関係という表現で、その関係という文言を削除した方がよいという意見があったので、削除をした。それと、意見には沿っていないが、再実施の制限について、社会情勢の変化などがあった場合、改めて請求ができるようにただし書きをとの意見がありましたが、その意見については、二元代表制の制度の中で対応することが基本と考えるので、その必要はないと判断いたしました。

その他、除外施設についての意見もありましたが、これは解釈の中で、一律に除外されるものではないと考え方をお示しした。

その資料をお送りしたが、その結果を反映したものが、この素案である。この全体会の会議の中で、皆様からの意見を全て反映し修正しているわけではないが、条例の担当課で考え方を整理して、紙ベースの資料ではあるが、皆様とキャッチボールをさせていただいたものである。

そのやりとりを終えてから、庁議や議員研究会でこの素案に対してご意見をいただいたほか、1か月間のパブリックコメントを行ったが、パブリックコメントについては、ご意見がなかった。結果的に、庁議と議員からのご意見ご質問にお答えする形で今回の原案については事務局でお示しをさせていただいたところである。

会 長：事務局から説明があったとおり、この第7回の全体会では、その議事録のやりとりの中で、一度済んでいるが、それに対してご意見があれば出させていただくのはやぶさかでない。今日の場合は、パブリックコメントなどでどのような意見が出たかそれに対してどのような対応をしたかについて、併せて審議いただく、結果的に市民からの意見が無かったので、少し分かりにくくな

っていると思う。その意味では、委員ご指摘のとおり前回会議の後に事務局から送付された資料もあると、皆さんの意見も出しやすかったかなと思う。

委員：最後にひと言だけ、私が言いたいのは、いわゆる執行部から担当として送られてきている事務局というのは、市民会議の事務局であって、言い方が変ですが、庁議などの事務局ではないと思う。したがって、市民会議での結論なり方向というものを事務局は正しくまとめてそれを庁議などに諮って欲しかったと思う。その案が、庁議なり、議員研究会の中で、修正されることについては、やぶさかではないと思う。そういった事務局の性格的なものについて、ひと言、言っておきたいと思いましたが、先ほど申し上げたとおり庁議にあげられた段階で、既に市民会議の手は離れたと理解しているので、対応について、今後まだこの会議は続くと思いますので、事務局は市民会議の発言などをもっと正確に、そして、意向を汲み取ってものをまとめて欲しいという事を申し上げて、この条例については諦めて後は意見を言わないつもりである。

会長：資料1-1の修正案については、了解ということでよろしいか

委員：本日は、事務局が示した変更点について、意見を求められていますので、1点申し上げたい。P11の第19条の修正についてですが、投票日の当日と改めたとのことですが、そもそも19条の3項が分かりにくいのは、投票日の当日に投票資格が無い人は投票できないという規定であると思う。

これは、当日を入れるか入れないかが問題なのではなくて、「投票日、」ではなくて「投票日に資格が無い人は」とすること、日の次に「、」があるから分かりづらいと思う。投票日を投票日の当日と言い換えたところで、3項の趣旨である当日に資格が無い人は投票できないことについて、あまり上手く表現できていないのではないかとの印象があります。

会長：適切に検討いただき修正の必要があれば修正いただくことでよろしいか。ほかにいかがか。

委員：参考までに聞いておきたい。市民会議の先進国では、パブリックコメントや市民会議など違うやり方をしていると思うが、分かれば参考意見として伺いたい。TVで見ているとパブリックコメントでも市民会議でも日本のやり方と少し違う。西洋のやり方はもう少し煮詰まったものだと思う。

委員：おそらく外国にあっても会議の進め方はいろいろあると思う。外国はどうであれ栃木市なりに進め方を決めていくことが大切であると思う。

委員：1年間やってきてなんとなく袋小路に入ったと思う。もし分かれば比較として、方法などを取り入れて改善することも必要と思う。

委員：会議のメンバーですから、会議をどう進めていくかは、また折にふれ検討していく必要はあると思う。基本的には、市長の諮問会議であるので、市長からの諮問に対して皆さんから意見をいただく形が大原則ですよね。限られた時間で、議題も多いので、そのことについては、会長に進め方をお願いしたい。

会長：答えにはならないかもしれないが、今のご意見に対してひと言申し上げると、一緒に勉強して作り上げていくしかないと思う。よそでやっている事にならなくてやろうと思っても多分できない。それぞれ形になってくるプロセスがある。日本人は、初めから会議をうまく進めようとするが、うまくやろうと思わなくていい。一緒に、勉強しながらやっていくと。ただ、一つ言えることは、皆さんからも積極的にこういう資料が欲しいとどんどん述べて、ある意味、事務局を困らせて、それで議論を活発化させていくことで栃木らしい仕組みが作られていくと思う。どのような方向にいくかと言えば、この場で市民の意見を拾い上げて、それをお互いに意見や情報を交換するなりして、できるだけいい解決方法を作り上げていく。それを市長あるいは議会、市の職員に対してぶつけていくことが会議ではないか。市民会議は一つの参加の仕組みなので、一般論では、徐々に段階が上がっていくものである。初めからうまくいくはずがないと思う。少しずつ段階が上がっていくものでよいと思う。

ほかに、住民投票条例案についてご意見は。

委員：第19条についてですが、投票することができないものとなっていて、3項の投票日ですが、投票日の当日と丁寧にしたとのことですが、最初の素案を見ていただいて、投票日にを入れると、投票日にのカッコをはずして、投票日に投票資格者でないものは投票することができるとなっている。投票資格者でないものなどが2回続くが、投票資格のないものという表現の方が正確なのではないかと思う。もう一つは、投票日かこの21条の期日前投票と不在者投票となっているが、不在者投票にあってはが違ふことを言っているのではないかと捉えたが、投票することができないものと最初に言っている訳ですから、より具体的に表現しないと条文がすっきりいかない感じがする。そういったところを考えると、投票日に投票資格のないものは投票することができないということは、見出しと同じことを言っていることなので、具体的な部分がないが、1項、2項で言い切れなければ、またここで言い直す必要があるのか、期日前投票と不在者投票をごっちゃにして捉えている気がしてならないと思う。

会 長：ただいまのご意見を含めて、事務局に検討を任せることでいかがか。もちろん、私が確認は行います。

## 2) 栃木市パブリックコメント手続条例案について・・・資料2

広 報：(2) 栃木市パブリックコメント手続き条例（案）について御説明いたします。お手元の資料2-1をご覧ください。この条例案は、現在、栃木市パブリックコメント制度実施要綱で規定、実施しているものを、自治基本条例に基づき、平成27年9月末までに条例として制定するものであります。

現在の要綱を基本に、他市の条例を参考に補完する形で制定を進めてまいりました。

経過であります。9月26日開催の第5回全体会で、それ以前に行われた8月29日に部会においてご審議いただきました『栃木市パブリックコメント条例の考え方について』内容は、部会において、定義、適用除外、手続の特例、提出意見の考慮、結果の公表の5つの項目について市としての考え方についてご説明をいたしました。部会においてご指摘いただいたところではありますが、『パブリックコメント手続条例及び手続の特例』において、パブリックコメントの期間を30日以上と規定し、新たに、30日に満たなくても理由を明示したうえで、パブリックコメント手続きがとれることについて追加いたしました。その手続きについて、事務方の事務手続き上の遅延等で意見募集の期間を短くするなどの、制度の濫用を禁止する規定を設けることについてのご指摘について、解説に盛り込むことをご説明いたしました。その他につきましては、ご意見はございませんでした。

その後、10月23日の庁議、11月20日の議員研究会、11月20日から実施いたしました。何れも修正を必要とするご意見はありませんでした。

それでは別紙資料2-2 栃木市パブリックコメント手続条例（案）逐条解説書をご覧ください。1ページ目をお開き下さい。本条例案は、目的から12条の委任まで全12条となっております。各条の下に、考え方や詳細説明など条文を補完する表記になっています。

まず、1条は、目的を協働のまちづくりとして、解説では、パブコメは政策など市として意思決定に当たり意見を参考にするものとするものであると記載いたしました。第2条は定義であり、用語の定義を示しています。

2ページをご覧ください。第3条は、パブコメの実施義務、第4条は、パブコメの対象事業。

4ページをご覧ください。第5条は、対象事業の適用除外項目。

5ページには第6条、政策等の案の公表であり、広く公表する規定を設け



ております。

6 ページであります。第7条におきまして、先にご説明した意見提出機関の特例であり、30日を下回った場合でも、理由を示し、特例としてパブコメが出来ることを規定し、解説のなお書きで濫用の防止を明記しております。

8条は、意見の提出方法。

7ページの9条の提出意見の考慮義務、10条結果の公表。

8ページでは11条実施状況の公表、12条では委任規定を設けております。

#### 質疑応答

委員：まず、確認をしておきたいが、この資料そのものが議会とかに提案される資料になるのですね。と理解した上で、具体的には、3ページ下から3行目注釈の部分に誤りがある。下から2行目の「又は権利を制限するには、法令の特別の定め」とあるが、「法令に」が正しい条文と思う。

広報：改めます。

会長：先の住民投票条例についても、市民からのパブリックコメントとしての意見がなかった。ある意味共通すると思うが、行政側としても条例の重要性などを市民に広報など色々な手段を利用して発信していかないと、条例は作ったけれど機能しないとなりかねない。さて、この手続条例自体はどうでしょうか。全体会で議論した際は、30日を下回る期間について、少しご意見が集中したと思う。

委員：パブリックコメントという言葉を知り合いに言葉を出したことがあるが、それは何と聞かれることがかなりあった。ですから、パブリックコメントという言葉自体がまだまだ一般には浸透してなくて、市役所などでは普通の言葉と思うが、一般にはまだ敷居が高い言葉なのかなと思う。参考意見でございますが、そのあたりから、考えてみてはいかがか。

会長：先ほど申し上げたとおり、広報をもっとやっていくということでしょうか。適切な日本語が思い浮かばないが。日本語では目安箱でしょうか。ほかにかがが。

委員：庁議と議員研究会がなされているが、庁議とは具体的にどのようなものなのか。

広報：庁議とは、市長をはじめ全部長が出席する重要な会議である。月2回程度

開かれており、重要な案件について、決定する場合もあるし、途中経過を報告する場合もある。

委員：すると、議員研究会の議員は、私たち市民から選ばれた方々ですので、その都度研究会が開かれるのか。それとも、議員の中から選ばれて研究会を作っているのか。非常に議員研究会という名前が曖昧な気がする。

事務局：議員研究会は、市が重要と思う案件について本会議にかける前に説明を行い意見を聞いたりする会議であり、原則、全員が出席する会議である。1回の会議で、数件の案件をまとめてかける場合があります。

委員：研究会とのことだが、全員の議員が議論しているのですね。

委員：先ほどのパブリックコメントが、総合計画書の161ページに記載されている。

会長：後ほどご覧いただきたい。

ちなみに、条例は、議会にかける時に、逐条解説も関わるか。

事務局：条文のみであるが、議員研究会では逐条解説を参考に意見をいただいた。

会長：議会で条例が可決制定された時に、この解説書はどの場面でどのような使われ方をするのか。

事務局：制定された住民投票であれば、解説している冊子としてHPなどでご覧いただけるようデータをアップしたいと考えている。

会長：よりよく市民の方がこの条例について理解できるようにということか。

事務局：そのとおりである。条文だけを読んでも理解できない部分もあるので、分かりやすく条文を読んでもいただけるように逐条解説をHPにアップしてご覧いただけるようにして参りたいと考えている。

会長：条文だけでは、色々な意見が出されることがありますが、一つの条文でも読み方がいろいろできる可能性がある。それをできるだけ多様な理解に拡散しないようにこのようなことが必要だと提示することで、条文ともども解説も市民会議としては、目を光らせておく必要があるということだと思う。  
この件もよろしいか。

### 3) 栃木市ふるさと応援記念寄附について・・・資料3

事務局：前回、11月の市民会議において、ふるさと応援寄附に関する記念品の選定にあたりご意見を頂いたが、今回1つの事業者から認定について申請があったので、本日は皆様にご意見を頂きたく議事として上げさせていただいた。

記念品の内容だが、記念品の名称は、枝豆である。この枝豆については、記念品を送付するというものではなく、事業者が大豆の種まきから収穫前までの間、大豆の管理を行い、9月下旬に栃木市の畑に来ていただき、大豆の収穫体験をしていただくという体験型の記念品である。

なお、資料では名称を「枝豆」としているが、記念品を紹介する際は、「枝豆の収穫体験」という名称で紹介する予定である。

設定金額は2,000円で、5,000円以上の寄附に対しての記念品として取扱い、事業者は、大平町の下高島集落営農組合である。

以上が申請の内容だが、前回と同様に皆様からご意見を頂きたいと思う。ご意見を頂くにあたっては、栃木市の知名度の向上と産業の活性化という趣旨を踏まえてご意見を願います。

なお、今回審議案件とは別に参考資料として12月2日からの寄附の受付状況、HP等でのPRの状況、各種マスコミでの本市取り組みの紹介記事について添付をさせていただいたので、参考にご覧いただきたい。

#### 質疑応答

委員：記念品についてだが、私が申し込むとするとどの程度の量が取れるのかという所が気になるので、それが記載されていると親切だと思う。

それと、今までの受付状況の中でクレームはどのようなものがあったのか、教えてほしい。

事務局：まず枝豆の量についてだが、資料では40本と記載しているが、具体的にそれが何グラム程度になるのかまでは把握をしていなかったなので、記載を加えるようにしたい。

それとこれまであったクレームについてだが、現在一番人気がとちおとめとなっており、この配送に対し商品が傷んでいるというものが数件あった。これは、配送先が不在のため配送業者預かりとなった際に、いちごが凍ってしまい痛みにつながるようである。それ以外ではこれといったクレームは届いていない。

会長：参考資料にあるように、雑誌で取り上げられたものをみると、体験型のメニューは地域振興や栃木市のPRという点で一石二鳥という所があって、今回提案されているものについても体験型ということで、よろしいかと思う。

さらにこういったものを付け加えたら等意見があれば伺いたい。

委員：テレビで見たが、長崎県平戸市では若手職員の発案を受けてポイント制度を導入した結果、10数億円集まったという話もある。このあいだ下野新聞でも小山市が取り上げたという記事があったが、栃木市ではどうか。

事務局：今話題になったポイント制度だが、これは株式会社JTBがふるさと納税に関する事業をパッケージ化して現在全国的に提供しているものである。

JTBがパンフレット等の作成から事業者との契約、記念品の発送まですべてを行うものである。10億円という非常に大きな効果を上げているので、栃木市でも昨日JTBから説明を受けたが、導入するかどうかについては依然検討中である。

委員：枝豆の収穫体験も非常に良いと思うが、参考資料の記念品別希望件数を見ると、体験型を希望するというよりもやはり何か物をもらうという方が多いように見える。今後体験型も増えてくればよいと思うが、市町村によっては温泉の宿泊券といったアイデアなども出ているようなので、そういったものも検討してみてほしい。

もう一つ、ふるさと納税をするという場合には、やはりそれなりに縁があったり思いがある所にする方が多いと思う。栃木市に親や、年寄だけが残っているというような方向けに、普通の介護保険ではできないようなサービス、例えばお彼岸の時の墓掃除であるとか、そのようなものもご検討いただけると、発展していくかなと思う。

委員：認定申込書に記載してある内容の確認であるが、これは5,000円以上の寄附者の方に収穫体験を、との説明があったが、資料では2か月間で約1,500件の申し込みがあり、一年間では9,000件程度の申し込みがあるとすると、このすべてに収穫体験を提供するという理解でよろしいか？

事務局：今回提案のあった記念品については、認定を受ければこれまでの記念品一覧に加え、寄附をされた方全員に提供するのではなく、寄附者の内こちらの記念品を希望された方に提供を行うものである。

委員：心配し過ぎだと思うが、もし仮に全員の方が希望してきた場合にどのくらいの人数までが収穫体験を行うことができるのか。

事務局：対応できる総数は未確認である。同じ農業体験として、現時点では七ふしぎ農業体験が季節的に冬だったこともあり5件の申し込みとなっているが、今後暖かくなり申し込みが増えることも見込まれる。申し込みに関しては随時事業者

と相談をしながら、どれくらいでいっばいだということを確認しつつ対応していくので、上限を越えてしまうということはないよう対応する。

委員：七ふしぎ農業体験の話が出たのでお伺いするが、以前の会議で七ふしぎの名称では内容が分かりにくいのではということを上上げた。会議後にアイデアとして、「大中寺の七不思議めぐりと農業体験」などのように名称を変えないと、七ふしぎの体験って何をやらせてくれるのか、誤解される方もいるのではないか。

事務局：名称については、「七ふしぎ農業体験」のままでやらせていただいている。この取り組み自体が、農林水産大臣表彰を受けているような評価されている取り組みであるということもあり、その名称のまま前面に出したい。内容については、説明を記載しているので、誤解を招くことはないと思う。

会長：「七ふしぎ」という言葉の由来もわかるようになっているのか。

事務局：名称の由来までは、文字数等の関係もありHP等には掲載をしていないが、同事業を実施しているNPO法人のサイトへリンクを張ることで対応している。

委員：市のHPにふるさと納税のページがあるかと思うが、そちらからふるさとチョイスへはバナーやリンクを張っているのか。

事務局：市のHPトップにふるさと納税のバナーを設置し、ふるさと納税について照会するページ内にふるさとチョイスへのリンクを設置している。

#### 4) 市の木花鳥の選考について・・・資料4（非公開）

#### 5) 事業仕分けの視察研修報告について・・・資料5

事務局：事業仕分けの先進地として、大田原市に2月10日に視察訪問を行った。ご参加いただいた委員の皆様には御礼申し上げます。

大田原市では、平成22年度と24年度の2度取り組んでおり、平成22年度は大田原市が独自に実施しており、また平成24年度は構想日本に業務委託をし、外部から仕分け人を招へいし事業仕分けを実施した。

平成25年度は事業仕分けの代わりに事務事業検証改善会議を開催し、行

政評価における事務事業評価の成果を活かす形で主要な事業の検証を行っている。

事業仕分けの経緯であるが、平成22年4月に現市長が就任し、マニフェストに市民参加の事業仕分けが掲げられ、同年10月30日に2会場で20事業の事業仕分けが開催された。

仕分け人の内訳は市民からの公募委員4名、知見を有するものとして6名の委員を大田原市事業仕分け実施委員会委員として、計10名を選出し、5名ずつ2班編成で、事業仕分けを実施した。

平成23年度は東日本大震災の影響で未実施となっている。

平成24年度は会場を1つとし、20事業の仕分けを行った。仕分け人については、市民からの公募委員4名、「構想日本」からの委員5名、㈱キャンパスサービスの常勤顧問の計10名で実施した。

平成25年度は、事業仕分けに代わり、事務事業検証改善会議が実施された。メンバーは大田原市の事務事業担当者、行政改革担当部長、財政担当部長、外部のアドバイザーとなっている。事務事業評価を行った結果について、さらなる事務事業の効率化とコスト削減を目指して、検証及び改善策の検討を行った。

平成25年度の外部アドバイザーは、平成24年度に仕分けを行った事業仕分け委員2名が担当し、その内1名は㈱キャンパスサービスの常勤顧問、もう1名は市民からの公募となっており、5日間で32の事務事業を検証した。

平成26年度は前年度に引き続き、事業仕分けではなく、事務事業検証改善会議を実施した。

外部アドバイザーは、平成25年度の2名に加え、大田原市女性団体連絡協議会から推薦された女性1名の計3名により検証を行った。3日間で20の事務事業を検証した。

資料2ページにある質疑内容については当日会場にて、実際に大田原市で事業仕分けを担当された方から伺った話となっている。

資料6ページに先程の質疑をまとめたものを記載している。

事務局としては、今回の大田原市の視察を経て、制度上の様々な課題を認識した。栃木市長も第1期のマニフェストに事業仕分けについて言及しているが、大田原市の例を踏まえて慎重な検討が必要であると考えている。

また、本市においては定例監査と行政評価を実施しており、チェック機能を備えているため、事業仕分け制度と重複する部分もある。大田原市でも事務量の増大が課題となっていたこともあり、栃木市が現在実施している制度と重複しないような制度設計が可能かどうか、あるいは事業仕分け制度そのものが栃木市に合うかどうか、検討したい。

今回委員の皆様の中には、視察に参加された方、参加できなかった方がいると思うので、資料をご覧いただいたうえで、次回の会議を目安にご意見を

頂ければと思う。

今回県内で大田原市以外での事業仕分けの実施状況について、また実施しなかった事例についても記載させていただいているが、現在県内では実施している自治体がないことを申し添えさせていただく。

事務局からの報告は以上となるが、実際に参加された委員の皆様からもご意見や気づいた点等あれば、情報提供としてお話いただきたい。

#### 質疑応答

会 長：本件は報告事項となるが、何か気づいた点があれば、また参加された委員の方で何かご意見があれば伺いたい。

委 員：確認だが、大田原市では様々な課題が見つかったとあったが、逆に実施してよかった点、成果としてあがった点はあるか。

事務局：実際に事業の見直しを行い、事業を廃止したものもあった。効果が見られないということで計画を白紙に戻したのものや、広報紙を月2回出していたものを1回にする、市バスの運行廃止等、実際に見直しが行われたものもある。

委 員：私も視察に参加し、ゴミに関することについて質問をしたが、丁寧な回答をいただいた。ゴミを無くす方法について質問をしたが、監視カメラ等がなくとも市民の協力を経て対応をしているということを知り、参考になった。

委 員：これから改めて事業仕分けという手法を取るのではなく、この市民会議の中身をもっと充実させれば良いのではないか。

会 長：特にご意見がなければ、一つ確認をしたい。先ほど事務局から話があったが、市の木花鳥については、式典の日まで口外しないようお願いしたい。

(議事終了後)

(一人の委員が、藤岡保育園のことについての発言)

会 長：委員の方から個別に質問があってもよいとは思いますが、議案としては事務局で整理して提出する。もし、この場で検討して欲しいならば、この場で議論するにふさわしいかは、事務局と私で相談し決めさせていただきたいがよろしいか。積極的に発言をされるのはよいが、本来議論すべき案件がおろそかになっても本末転倒と思いますので、ご質問の件は、次回以降必要があればということをお願いします。

## 4 その他

事務局：委員の任期についてですが、今年の9月30日をもちまして、委員の任期が満了となります。少し早いと思いますが、手続上の関係から年度が変わりましたら委員の皆様には、継続確認のご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次回の会議は5月を予定している。日程が決まり次第案内させていただく。

今回の会議資料と併せて、総合計画部会の委員あてに、3月6日の部会開催のご案内をさせていただいた。内容は、行政評価について次年度の取組みについての意見交換である。出欠は、3月4日までに事務局まで連絡をしていただきたい。

## 5 閉会